

昭和48年度の 固定資産台帳を ご覧ください

新規に土地を買い求めたかた、家を新築されたかたは、ぜひ見ておいてください。

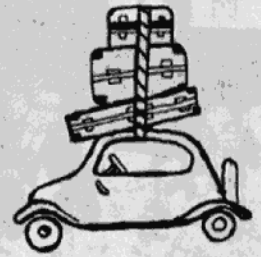
なお、今年(昭和48年度)は基準年度(3年に1度)のため、評価替えを行ないました。

- 期間 3月1日～20日(日曜・祭日と土曜の午後を除く)
 - ところ 税務課税務第二係
 - 異議の申し立て 3月31日までに文書で税務課へ
- ※訂正—前月号で期間を30日までとしましたが、20日までの誤りでした。

軽四輪自動車と原動機付自転車の所有者には、毎年四月一日現在で課税しています。ところで、廃車したのに税金がきたとか、他人に譲り渡したのに、どうして税金が掛かるのだからか、といった不満を申し出るかたや、税の支払いをめぐって、所有者の間でトラブルを起しているケースがよくみられます。

車を買ったたり、廃車する場合、次のことをぜひお守りください。次に、次のことを必ず確認してください。本人が直接でなく、第三者に廃車の申告を依頼することが多いのですが、その場合も、廃車したことを必ず確認してください。

軽自動車をお持ちのかたへ



さい。

◆新たに買ったたり譲り受けた場合

十五日以内に、印鑑を持って税務課または支所・出張所へ申告してください。そのとき、車種・車体番号・型式・排気量などをお知らせください。ただし、県の標識(ナンバー)の場合は、県の陸運事務所へ扱います。県ナンバーの車は、翌月から課税されます。

◆廃車する場合

廃車する車の標識(ナンバー)と印鑑を持って、税務課または支所・出張所へ、廃車の申告をしてください。(県ナンバーは陸運事務所へ)

◆税金の減免

からだに障害のあるかた(下肢の場合六級以上、体幹の場合五級以上)は、税金を減免します。身体障害者手帳と印鑑を持って、申請してください。

◆住所を変えたら届出を

住所を変更した場合は、電話でもけっこうですから、税務課庶務係(電四〇一一一)までご連絡ください。

市史編さん室

慈覚大師圓仁

日光の人物史

のことでした。

圓仁和尚が日光にきたのは、嘉祥元年(八四八)四月十六日。圓仁は、日光山に来て、まず中禅寺に登り、唐から伝わった「金剛頂経」を納め、中禅寺湖の八丁出島に「薬師寺」を建てました。

圓仁は、伝教大師最澄の高弟であり、伝教大師の日本天台宗は、圓仁の行業によっていよいよ大成しているといわれています。日光山と天台宗との結びつきは、圓仁の登山によって生まれたのです。特に徳川初期に、慈眼大師天海が日光山座主となり、東照大権現家康を祀ったことにより、いよいよ強大になりました。

圓仁は、恒例山の南崖(陽明門の近く)に常行堂と法華堂を建て、国家鎮護の道場としました。また、野口の生岡に日枝神社を祭ったのも圓仁で、今日伝えられる延年舞も、圓仁が伝えたものと云われています。こうして、圓仁の来山によって、中禅寺と滝尾権現への信仰が盛んになり、日光山の勝道上人の弟子や、空海上人の弟子たちは、すべてその門下にはいったことでした。



このことは、大過去帳の記録に「圓仁和尚の徳に感じ、両宗(勝道上人の弟子と空海上人の弟子)ごとごとく天台に帰伏す。」とあり、かくて日光山は、天台宗の法門道場として、後世に永く栄えたのです。はるばる唐に渡って法を求め、苦難十年の後に帰国し、比叡山の基礎を大成し、日光山にも多くの偉業をのこした圓仁が没したのは、貞観五年(八六三)一月十日、七十一歳でした。翌々年、朝廷から「慈覚大師」のおくり名を賜りました。(参考資料として、日光山輪王寺史、下野人物史を使用しました。)

〔写真は、慈覚大師尊像、日光山輪王寺蔵〕